

IP通信網サービス規約

総則

1. 適用

- (1) 株式会社PinT（以下、「当社」といいます。）は、このIP通信網サービス規約（以下「サービス規約」といいます。）を定め、これによりIP通信網サービスを提供いたします。
- (2) 本サービスの提供条件について、このサービス規約に定めのある場合を除き、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の「IP通信網サービス契約約款」並びに当社の「PinTアカウント利用規約」によります。

2. 定義

次の言葉は、このサービス規約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
NTT東西	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社
IP通信網	NTT東西がサービス卸（総務省が定める「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」に規定するものをいいます。以下同じとします。）のために設置する電気通信設備
IP通信網サービス	IP通信網を使用して行う電気通信サービス
IP通信網サービス取扱所	(1) IP通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりIP通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
IP通信網契約	当社からIP通信網サービスの提供を受けるための契約
取扱所交換設備	NTT東西の事業所に設置されるサービス卸に係る交換設備
契約者回線	IP通信網契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 当社又はNTT東西が必要により設置又は設定するサービス卸に係る電気通信設備
提携プロバイダ事業者	当社と提携してインターネットサービスを提供する事業者

プロバイダサービス	当社と提携プロバイダ事業者との間の業務提携契約に基づき提供されるインターネットに接続するためのサービス
収容IP通信網サービス取扱所	NTT東西によりその契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されているIP通信網サービス取扱所
回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社又はNTT東西が設置するサービス卸に係る電気通信設備（端末設備を除きます。）
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
消費税等相当額	消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額

IP通信網サービス

3. IP通信網サービスの提供

IP通信網サービスは、NTT東西の光アクセスサービスのサービス卸を利用して提供いたします。

4. IP通信網サービスの品目

- (1) IP通信網サービスには、次表に規定する通信速度種別に係る品目があります。なお、IP通信網サービスはベストエフォートサービスであり、当社は、通信速度につきいかなる保証も行わず、契約者は、当社が定めるIP通信網サービスの通信速度が最高時のものであり、接続状況その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。

種類	内容
1Gタイプ	最大1Gbpsまでの符号伝送が可能なもの
100Mタイプ	最大100Mbpsまでの符号伝送が可能なもの

- (2) 接続方式に係る品目には光配線方式、LAN方式及びVDSL方式があります。

IP通信網契約

5. 契約の単位

当社は、NTT東西が定める契約者識別番号1番号ごとに1の契約を締結します。この場合において、契約者は、1の契約につき1人に限ります。

6. 当社からの申し出による契約の解除

当社は、当社が定める期日までに工事を完了できない場合は、その契約を解除することがあります。

契約者回線の態様等

7. 契約者回線の終端

本サービスの終端は、NTT東西が「IP通信網サービス契約約款」で定める条件の終端とします。

8. 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、次に定めるところによります。

- (1) 契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社がIP通信網契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

9. 収容IP通信網サービス取扱所の変更

- (1) 契約者回線等は、NTT東西の定めるところによりIP通信網サービス取扱所交換設備に収容されます。
- (2) NTT東西の事由により、収容IP通信網サービス取扱所が変更されることがあります。

自営端末設備の接続

10. 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備（端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）（以下「技術基準」といいます。）及び端末設備等の接続の条件（以下「技術的条件」といいます。）

す。)に適合することについて電気通信事業法に規定する登録認定機関又は承認認定機関の認定を受け
た端末機器に限ります。以下同じとします。)を接続することができます。ただし、NTT東西がその接続を認め
ないときは、この限りではありません。

(2) 契約者は、原則として、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）で定める種類の工事担任者資
格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければ
なりません。

(3) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前2項の規定に準じて取り扱います。

11. 自営端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑
な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準及び
技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理
由がある場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) 前項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないとき
は、契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

自営電気通信設備の接続

12. 自営電気通信設備の接続

自営電気通信設備の接続は、自営端末設備の場合に準じます。

13. 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

自営電気通信設備に異常がある場合等の検査は、自営端末設備の場合に準じます。

端末設備の貸与

14. 端末設備の貸与

契約者と協議が整ったときは、料金表に定めるところにより、端末設備を貸与します。

15. 端末設備の返還

当社の端末設備の貸与を受けている契約者は、端末設備の返還を当社に申し出た場合のほか、次の場合には、そ
の端末設備を当社が指定する場所へ当社が定める期日までに速やかに返還していただきます。

(1) そのIP通信網契約の解除があったとき。

(2) その他IP通信網契約の内容の変更に伴い、そのIP通信網契約に係る端末設備を利用しなくなったとき。

利用中止

16. 利用中止

当社は、次の場合には、IP通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又はNTT東西の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 18（通信利用の制限等）の規定により、IP通信網サービスの利用を中止するとき。

通信

17. 発信者番号通知

- (1) 契約者回線からの通信については、当社が別に定めるところにより発信者番号通知（契約者回線に係る契約者識別番号を当社が定める通信の相手先へ通知することをいいます。以下同じとします。）を行います。ただし、契約者がある取扱いを拒むときは、この限りではありません。
- (2) 前項の場合において、当社は、契約者識別番号を通信の相手先の契約者回線へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、このサービス規約中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。
- (3) 契約者は、第1項の規定等により通知を受けた契約者識別番号の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

18. 通信利用の制限等

- (1) 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線等の利用を制限することがあります。
- (2) 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- (3) 前各項の定めによる場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間又は特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
- (4) 契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
- (5) 当社は、本条に定める通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析及び蓄積を行うことがあります。

料金等

19. 料金及び工事費

- (1) 基本料金は、料金表（基本料金）に定めるところにより、当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間について、支払いを要します。
- (2) 機器レンタル料金は、料金表（機器レンタル料金）に定めるところにより、端末設備の貸与の申出を承諾した日から起算して端末設備の返還があった日の前日までの期間について、支払いを要します。
- (3) 契約事務手数料は、料金表（契約事務手数料）に定めるところにより、IP通信網サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときに、支払いを要します。
- (4) 工事費は、料金表（工事費）に定めるところにより、IP通信網サービスに係る契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときに、支払いを要します。なお、料金表に定めがない工事について、当社が行うことを認めた場合の工事費については、別に算定する実費といたします。
- (5) 料金表（工事費）のうち回線工事費については、当社が指定する回数に分割して請求する取り扱い（以下「分割支払い」といいます。）を適用いたします。ただし、契約者は、そのIP通信網契約の解除があった場合は、分割支払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- (6) 当社が別に定める【PinTアカウント利用規約】5（料金の算定）（2）の割引額の算定上、基本料金のみをサービス料金合計額に数えます。

20. 料金等の割引

当社は、新たにIP通信網契約を締結されたお客さまに対し、当該IP通信網契約が存続する間、30ヵ月に限り、前条により算定された料金及び工事費から以下の割引額を上限として差し引きます。

区分			割引額
戸建	派遣	屋内配線を新設する場合	648円/月
		屋内配線を新設しない場合	初月291円 2～30ヵ月目 273円/月
	無派遣		72円/月
集合	派遣	屋内配線を新設する場合	540円/月
		屋内配線を新設しない場合	初月291円 2～30ヵ月目 273円/月
	無派遣		72円/月

21. 基本料金等の算定

(1) 基本料金又は機器レンタル料金は、次の場合を除き、各月1日から末日までを「1月」として算定いたします。

- イ IP通信網サービス等の利用を開始し、又は終了した場合
- ロ 契約内容の変更等により料金に変更があった場合

(2) 当社は、(1) イ又はロの場合は、次により基本料金又は機器レンタル料金を算定いたします。

1月の該当基本料金又は機器レンタル料金×日割計算対象日数／暦日数

22. 違約金

契約者が料金等の支払いを不法に免れた場合は、当社は、原則として、その免れた額の3倍に相当する額を違約金として支払っていただきます。

23. 債権の譲渡等

(1) 契約者は、当社がIP通信網サービスに係る料金その他の債務に係る債権を当社が定める第三者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することについて、あらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(2) 契約者は、当社が前項の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、請求事業者が契約者へ請求し、又は、契約者から債権を回収するために必要な情報を当社が請求事業者に提供する場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。

(3) 契約者は、当社が第1項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報を請求事業者が当社に提供する場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。

保守

24. 契約者等の維持責任

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

25. 契約者等の切分責任

(1) 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、契約者回線その他当社又はNTT東西の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

(2) 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

- (3) 当社は、前項の試験により電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社が係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用その他契約者の修理の請求に関して生じた費用に消費税等相当額を加算した額を負担していただきます。

損害賠償

26. 責任の制限

- (1) 当社は、IP通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのIP通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- (2) 前項の場合において、当社は、IP通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのIP通信網サービスに係る料金表（料金）及び料金表（機器レンタル料）に規定する金額の合計を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

27. 免責

- (1) 当社は、IP通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- (2) 当社は、このサービス規約等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- (3) 当社は、契約者が指定した日時までに工事を着手できない場合又はその日において工事を完了できない場合があります。この場合において、当社は、工事を完了しなかったことに伴い発生する損害を賠償しません。

雑則

28. 利用に係る契約者の義務

- (1) 契約者は、次のことを守っていただきます。
- イ IP通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずししないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

- ロ IP通信網契約に基づき設置した電気通信設備及び当社が貸与した端末設備を変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - ハ 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - ニ 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、IP通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - ホ IP通信網契約に基づき設置した電気通信設備及び当社が貸与した端末設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - ヘ 電気通信設備に著しく負荷を与える等により、サービス卸を利用するその他の契約者の利用環境に著しい支障を生じさせないこと。
 - ト IP通信網サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じた場合は、当社からの求めに応じてその利用を中止すること。
- (2) 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備若しくは当社が貸与した端末設備を亡失、き損又は当社が定める期日までに返却しなかったときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要費用を支払っていただきます。

料金表

基本料金

サービスの種類	対象	基本料金
TEPCOひかり ファミリータイプ	戸建	5,616円/1契約者回線
TEPCOひかり マンションタイプ	集合	4,320円/1契約者回線

・1月につき適用いたします。

機器レンタル料金

サービスの種類	対象	機器レンタル料金
無線LAN付きホームゲートウェイ	戸建/集合	324円/1設備

・1月につき適用いたします。

契約事務手数料

区分	契約事務手数料
契約事務手数料	3,240円/1契約

工事費

1. 工事費の算定

工事費は、回線工事費、割増工事費および時刻指定工事費を合計して算定します。

2. 回線工事費

区分			回線工事費
戸建	派遣	屋内配線を新設する場合	19,440円
		屋内配線を新設しない場合	8,208円
	無派遣		2,160円
集合	派遣	屋内配線を新設する場合	16,200円
		屋内配線を新設しない場合	8,208円
	無派遣		2,160円

- (1) 1の者からの申込み又は請求により、同一の設置場所において同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、工事費を適用いたします。
- (2) 回線終端装置工事、屋内配線工事及び機器工事にかかる工事費の合計額が31,320円を超える場合は、31,320円につき3,780円を加算額として申し受けます。なお、この加算額には、分割支払いを適用いたしません。
- (3) 工事担当者の派遣、又は無派遣については、NTT東西にて判定します。

3. 割増工事費

- (1) 当社は、契約者から、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）の施工を指定する申込み又は請求があった場合であって、その申出を当社が承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに3,240円を加算した金額を請求いたします。
- (2) 契約者から次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費の額は、次表に規定する額を適用いたします。

工事を施工する時間帯		工事費の額
夜間時間帯	午後5時から午後10時まで (1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。)	その工事に関する工事費の合計額から1,080円を差し引いて1.3を乗じた額に1,080円を加算した額
深夜時間帯	午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,080円を差し引いて1.6を乗じた額に1,080円を加算した額

- (3) 担当者派遣となる工事において、工事日当日に契約者不在等の事由による契約者都合で工事ができなかった場合、契約者に対し工事費を請求する場合があります。
- (4) 契約者の設備状況により、工事費が変更となる場合があります。

4. 時刻指定工事費

- (1) 契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件にその契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻に限り、以下、「指定時刻」といいます。）の施工を指定する申込み又は請求があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき（その申出をした契約者の責により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）は、1の指定する時刻ごとに次表に規定する額を適

用いたします。ただし、当社の責めに帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りでありません。

指定時刻	工事費の額
午前9時から午後4時まで	11,880円
午後5時から午後9時まで	19,440円
午後10時から翌日の午前8時まで	30,240円

(2) 1の者からの請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、時刻指定工事費を適用いたします。

(3) 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

実施日：2018年10月22日

音声利用IP通信網サービス規約

総則

1. 適用

- (1) 株式会社PinT（以下、「当社」といいます。）は、この音声利用IP通信網サービス規約（以下「サービス規約」といいます。）を定め、これにより音声利用IP通信網サービスを提供いたします。
- (2) 本サービスの提供条件について、このサービス規約に定めのある場合を除き、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の〔音声利用IP通信網サービス契約約款〕並びに当社の〔PinTアカウント利用規約〕及び〔IP通信網サービス規約〕によります。

2. 定義

次の言葉は、このサービス規約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
NTT東西	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社
音声利用IP通信網	主として通話並びに通話に付随する映像通信及び符号による通信（電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）に規定する電気通信番号を相互に用いて行うものとします。）の用に供することを目的としたインターネットプロトコルにより伝送交換を行う電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
音声利用IP通信網サービス	音声利用IP通信網を使用して行う通話にかかる電気通信サービス
音声利用IP通信網サービス取扱所	(1) 音声利用IP通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により音声利用IP通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
所属音声利用IP通信網サービス取扱所	その音声利用IP通信網サービスに関する契約事務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所（当社の事業所及び当社が指定する事業所に限りません。）
音声利用IP通信網契約	当社から音声利用IP通信網サービスの提供を受けるための契約
取扱所交換設備	NTT東西の事業所に設置されるサービス卸に係る交換設備
利用回線	IP通信網契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線であって、音声利用IP通信網サービス

	に係るもの
契約者回線	利用回線を用いて、音声利用IP通信網サービスに係る符号、音響又は映像の伝送を行うための電気通信回線
契約者回線等	(1) 音声利用IP通信網又は当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点
收容音声利用IP通信網サービス取扱所	契約者回線の收容される取扱所交換設備が設置されている音声利用IP通信網サービス取扱所
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
協定事業者	NTT東西と相互接続協定（NTT東西がNTT東西以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定等をいいます。以下同じとします。）を締結している電気通信事業者
相互接続点	NTT東西が〔音声利用IP通信網サービス契約約款〕に定める相互接続点
相互接続通信	NTT東西が〔音声利用IP通信網サービス契約約款〕に定める相互接続通信
消費税等相当額	消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額

音声利用IP通信網サービス

3. 音声利用IP通信網サービスの提供

- (1) 音声利用IP通信網サービスは、NTT東西の光アクセスサービスのサービス卸を利用して提供いたします。
- (2) 当社は、IP通信網サービス規約に規定するTEPCOひかりを利用回線とする場合に限り、音声利用IP通信網サービスを提供いたします。

音声利用IP通信網契約

4. 契約の単位

当社は、NTT東西が定める契約者識別番号1番号ごとに1の契約を締結します。この場合において、契約者は、1の契約につき1人に限ります。

5. 請求による契約者識別番号の変更

契約者は、迷惑通信（いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。）又は間違い通信（現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。）で現に困っている場合で当社が必要と判断したときに限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

6. 当社からの申し出による契約の解除

当社は、利用回線が音声利用IP通信網サービスの提供区域外となった場合、又は、当社が定める期日までに工事を完了できない場合に、その音声利用IP通信網契約を解除することがあります。

契約者回線の態様等

7. 契約者回線の終端

本サービスの終端は、NTT東西が〔音声利用IP通信網サービス契約約款〕で定める条件の終端とします。

8. 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、次に定めるところによります。

- (1) 契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が音声利用IP通信網契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

9. 収容IP通信網サービス取扱所の変更

- (1) 契約者回線等は、NTT東西の定めるところにより音声利用IP通信網サービス取扱所交換設備に収容されます。
- (2) NTT東西の事由により、収容音声利用IP通信網サービス取扱所が変更されることがあります。

付加サービス

10. 付加サービスの提供

当社は、契約者と協議が整ったときは、別表（付加サービス）に定めるところにより、付加サービスを提供いたします。

端末設備の貸与

11. 端末設備の貸与

当社は、契約者と協議が整ったときは、料金表に定めるところにより、端末設備を貸与します。

12. 端末設備の返還

当社の端末設備の貸与を受けている契約者は、端末設備の返還を当社に申し出た場合のほか、次の場合には、その端末設備を当社が指定する場所へ当社が定める期日までに速やかに返還していただきます。

- (1) その音声利用IP通信網契約の解除があったとき。
- (2) その他利用回線に係る契約又は音声利用IP通信網契約の内容の変更に伴い、その音声利用IP通信網契約に係る端末設備を利用しなくなったとき。

利用中止

13. 利用中止

当社は、次の場合には、音声利用IP通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又はNTT東西の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 16（通信利用の制限等）の規定により、音声利用IP通信網サービスの利用を中止するとき。

通信

14. 発信者番号通知

- (1) 契約者回線からの通信については、発信者番号通知（契約者回線に係る契約者識別番号を当社が定める通信の相手先へ通知することをいいます。以下同じとします。）を行います。ただし、次の通信については、この限りではありません。

イ 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信

ロ 契約者識別番号非通知（契約者との協議により、契約者回線から行う通信について、その契約者識別番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。）の扱いを受けている契約者回線から行う通信（通信の発信に先立ち「186」をダイヤルして行う通信を除きます。）

ハ その他当社が別に定める通信

- (2) 前項の規定により、その契約者回線の契約者識別番号を着信先の契約者回線等へ通知しない扱いとした通信については、着信先の契約者回線等の機能により、その通信が制限される場合があります。

- (3) 当社は、前2項にかかわらず、契約者回線から、電気通信番号規則に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者の契約者識別番号、氏名又は名称及び契約者回線の終端の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。
- (4) 当社は、前3項の規定により、契約者識別番号等を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、このサービス規約中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。
- (5) 契約者は、本条の規定等により通知を受けた契約者識別番号の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

15. 相互接続点との間の通信等

相互接続点との間の通信は、相互接続協定に基づきNTT東西が別に定めた通信に限り行うことができるものとします。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

16. 通信利用の制限等

- (1) 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、利用を制限することがあります。
- (2) 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- (3) 当社は、国際通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、国際通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置をとることがあります。
- (4) 音声利用IP通信網サービスの契約者回線に接続する自営端末設備によっては、音声利用IP通信網サービスの一部が利用できない場合があります。
- (5) 前4項に規定するほか、契約者は、当社、NTT東西又は協定事業者の規約等に定めるところにより、契約者回線を使用することができない場合においては、その音声利用IP通信網サービスを利用できないことがあります。

17. 通信の切断

当社は、当社又はNTT東西の電気通信設備に著しい支障があるときは、その通信を切断することがあります。

18. 通信時間等の制限

- (1) 前2条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。
- (2) 音声利用IP通信網サービスの契約者回線に接続する自営端末設備によっては、音声利用IP通信網サービスの一部が利用できない場合があります。

19. 通信時間の測定

- (1) 通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社又はNTT東西の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。
- (2) 機器の故障等により正しく測定できなかった場合には、通信時間は、当社が適当と判断する方法により定めず。

20. 通信地域間距離の測定

当社は、通信地域間距離の測定方法は、NTT東西が別に定める測定方法に準ずるものとします。

21. 国際通信の取扱い地域

国際通信の取扱い地域は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

料金等

22. 料金及び工事費

- (1) 基本料金及びユニバーサルサービス料は、料金表（基本料金）及び料金表（ユニバーサルサービス料）に定めるところにより、当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間について、支払いを要します。ただし、利用回線の提供を開始していない場合は、IP通信網サービス規約に規定する契約者回線の提供開始日を提供開始日とみなすことがあります。
- (2) 機器レンタル料金は、料金表（機器レンタル料金）に定めるところにより、端末設備の貸与の申出を承諾した日から起算して端末設備の返還があった日の前日までの期間について、支払いを要します。

- (3) 付加サービス料金は、料金表（付加サービス料金）に定めるところにより、当社が付加サービスの提供を開始した日から起算して付加サービスの廃止があった日の前日までの期間について、支払いを要します。
- (4) 通話料金は、料金表（通話料金）に定めるところにより、当社が音声利用IP通信網サービスに係る設備を設置したときから、その設備を撤去するまでの間に契約者回線から行われた通信について、支払いを要します。ただし、相互接続通信に係る料金については、23（相互接続通信に係る料金の支払義務）及び24（相互接続通信に係る料金等の取扱い）に定めるところによります。また、他事業者に行われた通信については、当社又は他事業者の定めるところにより、当社又は他事業者支払いを要します。
- (5) 工事費は、料金表（工事費）に定めるところにより、音声利用IP通信網サービスに係る契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときに、支払いを要します。なお、料金表（工事費）に定めがない工事について、当社が行うことを認めた場合の工事費については、別に算定する実費といたします。
- (6) 当社が別に定める【PinTアカウント利用規約】5（料金の算定）（2）の割引額の算定上、音声利用IP通信網契約の料金及び音声利用IP通信網契約はサービス料金合計額及びご契約しているサービスの数に数えません。

23. 相互接続通信に係る料金の支払義務

- (1) 契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者（NTT東西を含みます。以下、この条において同じとします。）の規約に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。
- (2) 協定事業者がその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。
- (3) 相互接続通信の利用者は、当社が算定したその相互接続通信に係る債権を当社がその通信に係る協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は、相互接続通信の利用者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- (4) 契約者は、当社が他社相互接続通信（別表（他社相互接続通信に係る協定事業者）に定める協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）により生じた協定事業者の債権を譲り受け、その通信に伴って行われた相互接続通信の料金等と合算して、契約者に請求することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

24. 相互接続通信に係る料金等の取扱い

- (1) 相互接続協定に基づき行うことができる相互接続通信は、次の通りとします。

- イ 国内通信に係る相互接続通信は、NTT東西が別に定める協定事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。
- ロ 国際通信に係る相互接続通信は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、契約者から、その契約者回線からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社がその契約者の契約者識別番号等をエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に通知し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電気通信設備により、その国際通信に係る相互接続通信を接続しない取り扱いを行います。

(2) 相互接続通信の料金は、原則として、その通信と他社相互接続通信とを合わせて料金設定事業者がその契約約款等において定め、請求いたします。

25. 基本料金等の算定

(1) 基本料金、機器レンタル料金、付加サービス料金又はユニバーサルサービス料は、次の場合を除き、各月1日から末日までを「1月」として算定いたします。

- イ 音声利用IP通信網サービス等の利用を開始し、又は終了した場合
- ロ 契約内容の変更等により料金に変更があった場合

(2) 当社は、(1) イ又はロの場合は、次により基本料金、機器レンタル料金、付加サービス料金又はユニバーサルサービス料を算定いたします。

1月の該当基本料金、機器レンタル料金、付加サービス料金又はユニバーサルサービス料×
日割計算対象日数／暦日数

(3) 通話料金については、2以上の料金月分をまとめて計算し、最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

(4) 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月に係る起算日を変更することがあります。

26. 債権の譲渡等

(1) 契約者は、当社が音声利用IP通信網サービスに係る料金その他の債務に係る債権を当社が定める第三者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することについて、あらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(2) 契約者は、当社が前項の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、請求事業者が契約者へ請求し、又は、契約者から債権を回収するために必要な情報を当社が請求事業者に提供する場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。

- (3) 契約者は、当社が第1項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報を請求事業者が当社に提供する場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。

損害賠償

27. 責任の制限

- (1) 当社は、音声利用IP通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その音声利用IP通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- (2) 前項の場合において、当社は、音声利用IP通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用IP通信網サービスに係る料金表（基本料金）、料金表（機器レンタル料金）、料金表（付加サービス料金）及び（ユニバーサルサービス料）に規定する金額の合計を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

28. 免責

- (1) 当社は、音声利用IP通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- (2) 当社は、このサービス規約等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- (3) 当社は、音声利用IP通信網サービスの契約者識別番号を変更することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

雑則

29. 利用に係る契約者の義務

- (1) 契約者は、次のことを守っていただきます。
- イ 音声利用IP通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずしないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

- ロ 音声利用IP通信網契約に基づき設置した電気通信設備及び当社が貸与した端末設備を変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- ハ 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、音声利用IP通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- ニ 音声利用IP通信網契約に基づき設置した電気通信設備及び当社が貸与した端末設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- ホ 故意に多数の不完了呼（通信の相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。）を発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- ヘ 当社又はNTT東西の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為を行わないこと、又は、サービス卸を利用するその他の契約者の利用環境に著しい支障を生じさせないこと。
- ト 音声利用IP通信網サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- チ その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介しないこと。
- リ 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を得ないこと。
- ヌ 一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信等を一定期間継続するものでないこと。
- ル 音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続しないこと。
- ヲ 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- ワ 音声利用IP通信網サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じた場合は、当社からの求めに応じてその利用を中止すること。
- カ コールバックサービス（本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。）のうち、当社又はNTT東西の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させるポーリング方式又はアンサーサプレッション方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で通信を行わないこと。

- (2) 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備若しくは当社が貸与した端末設備を亡失、き損又は当社が定める期日までに返却しなかったときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要費用を支払っていただきます。

30. 協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結

- (1) 音声利用IP通信網契約の申込みの承諾を受けた者は、NTT東西が別に定める協定事業者（総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします。）がそれぞれ定める規約に基づいて、その協定

事業者とNTT東西が別に定める電気通信サービスに係る契約を締結したことになります。ただし、契約者からその協定事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

- (2) 前項の規定により契約を締結した者は、該当する協定事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その協定事業者の規約に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。ただし、その契約を締結した者が、その契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その協定事業者の規約に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

31. 契約者の氏名の通知等

- (1) 契約者は、NTT東西又は協定事業者（その契約者と他社相互接続通信に係る契約を締結している者に限ります。）から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者識別番号等を、NTT東西又はその協定事業者に通知する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- (2) 相互接続通信（当社が別に定める付加サービスによりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。）に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者識別番号等相互接続のために必要な情報を、NTT東西又はその相互接続通信に係る協定事業者に通知することにあらかじめ同意するものとします。
- (3) 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。）は、契約者回線から、当社が別に定める付加サービスを利用する契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、通信の相手先電話番号に係る情報、その通信の着信に係る契約者識別番号その他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加サービスを利用する契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることにあらかじめ同意するものとします。

32. 協定事業者等からの通知

契約者は、当社が、NTT東西又は協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

33. 番号情報の提供

- (1) 契約者は、当社の番号情報について、当社がNTT東西に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- (2) 契約者は、前項の規定により当社がNTT東西に提供した番号情報を、NTT東西が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（NTT東西と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに收容された契約者の番号情報を利用する事業者に限ります。）に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

34. 電話帳掲載

当社は、料金表（重複掲載料）に定めるところにより、電話帳への掲載を行います。

35. 番号案内

契約者は、当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号等（当社又はNTT東西が付与した契約者識別番号並びに当社が別に定める協定事業者の電話番号等をいいます。以下同じとします。）の案内（以下「番号案内」といいます。）を利用することができます。

36. 番号案内料の支払義務等

- (1) 番号案内を利用した契約者回線の契約者は、料金表（番号案内料）に定めるところにより、番号案内料の支払いを要します。
- (2) 番号案内料に関するその他の提供条件については、通話料金に準ずるものとします。この場合において、番号案内料については通話料金とみなして取り扱います。

料金表

基本料金

サービスの種類	基本料金
TEPCOひかり電話	540円/1契約

・1月につき適用いたします。

機器レンタル料金

サービスの種類	機器レンタル料金
ひかり電話ホームゲートウェイ	216円/1契約
無線LAN付きホームゲートウェイ	324円/1契約

・1月につき適用いたします。

付加サービス料金

サービスの種類	付加サービス料金
お得プラン	1,080円/1利用回線
発信者番号表示	432円/1利用回線
発信者番号リクエスト	216円/1利用回線
割り込み着信	324円/1利用回線
着信転送	540円/1電話番号
迷惑電話着信拒否サービス	216円/1利用回線又は1電話番号
着信お知らせメール	108円/1電話番号
FAXお知らせメール	108円/1電話番号
追加番号サービス「マイナンバー」	108円/1電話番号
複数チャネルサービス「ダブルチャネル」	216円/1利用回線

・1月につき適用いたします。

通話料金

種類		通話料金 ※4	
		東日本	西日本
ひかり電話への通話（3分）		8.64円	
NTT東日本／NTT西日本の加入電話、 INSネットへの通話及び117（時報） 171（災害伝言ダイヤル）等への通話（3分）			
他社固定電話への通話（3分）			
携帯電話への通話	グループ1-A（60秒）	17.28円	
	グループ1-B（60秒）	18.90円	19.44円
	グループ1-D（3分）	11.664円	
他社IP電話 （050番号）への通話	グループ2-B（3分）	11.34円	
	グループ2-C（3分）	11.664円	
PHSへの通話 ※1	区域内（60秒）	10.80円	
	～160km（45秒）	10.80円	
	160km超（36秒）	10.80円	
	上記通話料金の ほかに通信1回ごと	10.80円	
ポケベル等 （020で始まる番号）へ の通信 ※1		16.20円（45秒）	16.20円（40秒）
	上記の通話料金の ほかに通信1回ごと	43.20円	
データコネク	利用帯域64Kbpsまで （30秒）	1.08円	
	利用帯域64Kbps超～5 12Kbpsまで（30秒）	1.62円	
	利用帯域512Kbps超～	2.16円	

	1Mbpsまで (30秒)	
テレビ電話端末から テレビ電話端末への 映像通信 (3分)	利用帯域2.6Mbpsまで	16.20円
データコネクト、テレビ電話 等を複数同時利用した場 合 (3分)	利用帯域2.6Mbps超	108.00円
国際通信 ※2,3	<p style="text-align: center;">下記をご覧ください</p> <p style="text-align: center;">https://pintinc.jp/static/user/images/tel_inter.pdf</p>	

※1 各区分の事業者名は別に定めます。下記をご覧ください。

https://pintinc.jp/static/user/images/tel_group.pdf

※2 国際通信に係る着信先の地域については、契約者回線から発信した国番号に係る地域を着信先の地域として取扱います。

※3 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局又は特定衛星携帯端末との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局又は特定衛星携帯端末の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。

※4 次の通信については、本則にかかわらず、その料金の支払いを要しません。

イ 電気通信番号規則に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして行う通信

ロ 災害用伝言ダイヤル等を利用して行う通信

ユニバーサルサービス料

区分	ユニバーサルサービス料
基本額	2.16円/1契約
加算額	2.16円/1番号

(1) 1月につき適用いたします。

(2) 追加番号サービス「マイナンバー」の提供を受けている場合は、当社が付与する追加番号の数に応じて上記に規定する加算額を適用いたします。

(3) ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは見直します。

工事費

1. 工事費の算定

工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、機器工事費を合計して算定します。

2. 基本工事費

区分	基本工事費
無派遣	1,080円
派遣	4,860円

- (1) IP通信網サービスと同時に工事を行う場合、音声利用IP通信網サービスに係る基本工事費はかかりません。
また、付加サービスの追加等、1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなします。
- (2) 契約者からの請求により契約者識別番号を変更した場合の工事費は、この規定にかかわらず、原則として1の工事ごとに2,700円といたします。
- (3) 工事担当者の派遣、又は無派遣については、NTT東西にて判定します。

3. 交換機器等工事費

区分	交換機器等工事費	
基本機能	1,080円/1利用回線	
お得プラン ※2	1,080円/1利用回線	
同番移行 ※1	2,160円/1番号	
発信電話番号通知の変更	756円/1番号	
付加サービス ※2	発信者番号表示	1,080円/1利用回線
	発信者番号リクエスト	1,080円/1利用回線
	割り込み着信	1,080円/1利用回線
	着信転送	1,080円/1番号
	迷惑電話着信拒否サービス	1,080円/1利用回線又は1番号

	着信お知らせメール	1,080円／1番号
	FAXお知らせメール	1,080円／1番号
	追加番号サービス「マイナンバー」	756円／1番号
	複数チャネルサービス「ダブルチャネル」	1,080円／1利用回線

※1 加入電話等を利用休止して、この音声利用IP通信網サービスで同一電話番号を利用される場合の費用です。加入電話等の利用休止工事費は別途NTT東西へお支払いいただく必要があります。

※2 TEPCOひかり電話と同時に工事される場合、交換機器等工事費はかかりません。

4. 機器工事費

区分	機器工事費
設置費 ※1	1,620円／1装置
設定費 ※2	1,080円／1装置

※1 ホームゲートウェイの開梱、設置、開通試験、片付け等に関わる工事費です。機器がTEPCOひかりの回線終端装置又はVDSL機器と一体型（東日本エリアの場合は単体型も含む）でTEPCOひかりと同時工事の場合は発生しません。なお、この場合においても、交換機等工事費は必要です。

※2 内線等電話設定、鳴り分け等の電話設定等、ホームゲートウェイの設定をご依頼いただく場合に発生する工事費です。

重複掲載料

電話帳の重複掲載料	540円／電話帳発行のつど1掲載
-----------	------------------

番号案内料

番号案内料	216円／1電話番号等
-------	-------------

(1) 視覚障害者等が利用する場合の番号案内料については、電話番号案内を利用する者（NTT東西が別に定める者に限ります。）が、NTT東西が別に定めるところにより番号案内を利用するときは、上記の規定にかかわらず、番号案内料の支払いを要しません。

(2) (1)の規定によるほか、番号案内料免除者の取扱い、番号案内の問合せ番号等の数、番号案内料の支払いを要しない場合については、番号案内事業者の契約約款の規定に準じて取り扱います。

別表

付加サービス

種類	内容・提供条件
お得プラン	<p>(1) 518.40円分（最大3時間相当）の無料通話*と、付加サービスのうち「発信者番号表示」「発信者番号リクエスト」「割り込み着信」「着信転送」「迷惑電話着信拒否サービス」「着信お知らせメール」を含みます。</p> <p>*加入電話、INSネット、TEPCOひかり電話、NTT東西が提供するひかり電話（法人向けひかり電話含む）への通話が対象です（災害募金番組、携帯電話への通話やデータ接続通信での通信などは対象外となります。）。</p> <p>(2) 同一電話番号で「着信転送」と「FAXお知らせメール」の重畳契約はできません。「お得プラン」と「FAXお知らせメール」の重畳契約はできますが、その場合において、同一電話番号で「お得プラン」の「着信転送」はご利用いただけません。『追加番号サービス「マイナンバー」』を契約いただくことで、異なる電話番号で、「FAXお知らせメール」と「着信転送」を同時に利用することができます。</p> <p>(3) 当月の通話料金が無料通話の額に満たない場合、その差額を翌月に繰り越します。</p>
発信者番号表示	<p>(1) この機能を利用している契約者回線へ通知される発信電話番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を受信することができる機能をいいます。</p> <p>(2) ご利用には、ナンバー・ディスプレイ対応電話機が必要です。</p>
発信者番号リクエスト	<p>(1) 上記「発信者番号表示」を利用している契約者が利用できる、発信電話番号表示要請機能（この機能を利用している契約者回線へ発信電話番号等が表示されない通信に対して、その発信電話番号等を表示してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能（追加機能）をいいます。）です。ただし、通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信又は発信電話番号非通知の扱いを受けている契約者回線等から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）その他発信者がその発信電話番号等を表示しない通信に限ります。</p> <p>(2) 当社は、発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p>
割り込み着信	<p>(1) 通信中に他から着信があることを知らせ、その契約者回線に接続されている端末設備のフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保留し、その着信に応答して通信を行った後再び保留中の通信を行うことができるようにする機能をいいます。</p> <p>(2) この機能に係る通信については、通信中に高音質通話又は映像若しくは符号による通信に係る着信があった場合は、その着信に係る通信の利用が一部制限されることがあります。</p>

<p>着信転送</p>	<p>(1) その契約者識別番号又は追加番号に着信があった場合（通信中に他から着信があった場合を含みます。）その着信する通信又は着信する通信のうち契約者があらかじめ登録した番号（当社が別に定めるものに限り。）から着信する通信のみを、応答前に、契約者が指定した番号（当社が別に定めるものに限り。）に転送することができる機能をいいます。</p> <p>(2) 通信時間は、この機能により転送される通信の相手（以下、「転送先」といいます。）に接続して通信できる状態にした時刻に、発信者の契約者回線等とこの機能を利用している契約者回線との通信及びその契約者回線と転送先との通信が出来る状態にしたものとして測定します。</p> <p>(3) この機能により転送される通信の料金については、この機能を利用している契約者が支払いを要します。</p> <p>(4) この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>(5) この機能を利用する場合、転送元の契約者識別番号又は追加番号が転送先に通知されることがあります。</p> <p>(6) この機能に係る転送先の契約者から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>(7) 高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。</p>
<p>迷惑電話着信拒否サービス</p>	<p>(1) 迷惑電話を防止したい旨の申出があった契約者のために、登録応答装置（その契約者が指定した契約者識別番号等（当社が別に定めるものに限り。）を登録し、その登録された番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内を自動的にを行うために、音声利用IP通信網サービス取扱所内に設置される装置をいいます。）を利用して提供する機能をいいます。</p> <p>(2) この機能には、次の区分があります。</p> <p>①個別着信応答（1の契約者識別番号又は1の追加番号ごとに、1の登録応答装置を利用するもの）</p> <p>②共同着信応答（複数の契約者識別番号又は追加番号において、1の登録応答装置を利用するもの）</p> <p>(3) 契約者は、1の契約者識別番号又は1の追加番号ごとに、1の登録応答装置を利用していただきます。</p> <p>(4) 1の登録可能番号装置に登録できる契約者識別番号又は追加番号（以下「登録可能番号数」といいます。）は、30以内とします。</p> <p>(5) 登録可能番号数を超えて登録しようとするときは、登録されている契約者識別番号等のうち最初に登録されたものから順に消去して登録を行います。</p> <p>(6) 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておことわりする旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>(7) 当社は、NTT東西の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき</p>

	<p>は、現に登録中の番号を消去することがあります。</p> <p>(8) 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>
着信お知らせメール	<p>(1) その契約者識別番号又は追加番号に着信があった場合、その着信する通信又は着信する通信のうち契約者があらかじめ登録した番号（当社が別に定めるものに限ります。）からのものについて、着信があった旨を記載した電子メールを契約者が指定するメールアドレスへ送信することができる機能をいいます。</p> <p>(2) 契約者は、この機能を利用する契約者識別番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。</p> <p>(3) (2) の場合において、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、1の契約者識別番号又は追加番号につき5以内とします。</p> <p>(4) 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、発信電話番号等（当社が別に定めるものに限ります。）、着信があった契約者識別番号又は追加番号、着信に対する応答状況及び呼び出し時間等を記載します。</p> <p>(5) 契約者に着信があった旨を記載した電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。</p> <p>(6) 当社は、本則に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>
FAXお知らせメール	<p>(1) その契約者識別番号又は追加番号にファクシミリ通信に係る着信があった場合に、その通信を当社が別に定めるところにより画像ファイル形式に変換、蓄積し、当社が別に定める方法によりその取出し又は消去を行うことができる機能及びファクシミリ通信の蓄積があった旨を記載した電子メールを契約者が指定するメールアドレスへ送信することができる機能をいいます。</p> <p>(2) 着信のあったファクシミリ通信に係る原稿の用紙サイズがA4判及びB4判以外の規格のものにより送信されたものであった場合は、そのファクシミリ通信を変換できないことがあります。</p> <p>(3) 契約者は、この機能を利用する契約者識別番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。この場合において、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、1の契約者回線番号又は追加番号につき5以内とします。</p> <p>(4) 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、着信があった契約者識別番号又は追加番号及び変換蓄積結果等を記載します。</p> <p>(5) 契約者にファクシミリ通信の蓄積があった旨を記載した電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。</p>

	<p>(6) ファクシミリ通信の発信に係る端末設備の種類又は状態によっては、この機能を利用できないことがあります。</p> <p>(7) 当社は、NTT東西の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積されている画像ファイルを消去することがあります。この場合において、当社はあらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>(8) 当社は、7の規定により、現に蓄積されている画像ファイルを消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(9) 当社は、本則に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>
追加番号サービス 「マイナンバー」	<p>(1) その契約者回線に着信通信があった場合に、その契約者識別番号又は追加番号の情報を、その契約者回線に接続される端末設備に送出する機能をいいます。</p> <p>(2) 1の契約者回線に付与することができる追加番号の数は、4以内とします。</p> <p>(3) 追加番号に関するその他の取り扱いについては、契約者識別番号の場合に準ずるものとします。</p>
複数チャンネルサービス 「ダブルチャンネル」	<p>(1) 1の契約者回線において同時に通信できるチャンネルの数を追加することができる機能をいいます。</p> <p>(2) 1の契約者回線で同時に通信できるチャンネルの数は、2以内とします。</p> <p>(3) 利用の状況によっては、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。</p>

他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容
固定電気通信事業者	PHS事業者、携帯電話事業者以外の電気通信事業者
PHS事業者	電気通信番号規則に規定する電気通信番号を用いてPHSサービスを提供する協定事業者
携帯電話事業者	電気通信番号規則に規定する電気通信番号を用いて携帯電話サービスを提供する協定事業者
無線呼出し事業者	無線設備規則に規定する無線呼出し通信を行う電気通信事業者
IP電話事業者	電気通信番号規則に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者

実施日：2018年10月22日